

平成 30 年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、平成 30 年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、「別紙 1」の障害者就労施設等(法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。)から、「別紙 2」の物品及び役務(以下「物品等」という。)を調達するように努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)全体を対象とする。

(2) 調達の推進に必要な情報の提供

機構が調達を予定するに当たり、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等において供給可能と想定される場合にあっては、その調達の推進のために必要な情報提供を障害者福祉サービス事業所の共同受注窓口又は在宅就業支援団体等を通じて行う。

(3) 随意契約の活用等

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第 7 条の規定に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、総務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【障害者就労施設等の分類】

障害者福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型・B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排池、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
共同受注窓口	共同受注	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
在宅・就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

【物品・役務】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②小物雑貨	木工品・金工品・ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、など
	③その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、器物台等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、封筒などの印刷
	②その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、印刷物折り、筆耕、資源回収・分別など